

社会労働委員会會議録 第三号

昭和三十八年十二月十四日(土曜日)

午前十一時十三分開議

専門員 安中 忠雄君

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事井村 重雄君 理事小沢 辰男君

理事亀山 孝一君 理事澁谷 直藏君

理事田中 正巳君 理事河野 正君

理事小林 進君

浦野 幸男君 大坪 保雄君

加藤 精三君 熊谷 義雄君

小高山重四郎君 園田 直君

高橋 等君 地崎宇三郎君

中野 四郎君 西岡 武夫君

西村 英一君 橋本龍太郎君

藤本 孝雄君 松山千恵子君

粟山 秀君 山本 勝市君

渡邊 良夫君 亘 四郎君

滝井 義高君 泊谷 裕夫君

長谷川 保君 吉村 吉雄君

本島百合子君 吉川 兼光君

谷口善太郎君

出席國務大臣

厚生 大臣 小林 武治君

出席政府委員

厚生政務次官 砂原 格君

厚生事務官 熊崎 正夫君

(大臣官房長) 熊崎 正夫君

厚生技官 館林 宣夫君

(環境衛生局長) 館林 宣夫君

自治事務官 佐久間 彊君

(行政局長) 佐久間 彊君

自治事務官 柴田 護君

(財政局長) 柴田 護君

委員外の出席者

大蔵事務官 船後 正道君

(主計官) 船後 正道君

建設事務官 鶴海良一郎君

(都市局長) 鶴海良一郎君

十二月十四日

委員倉石忠雄君及び山口喜久一郎君
辞任につき、その補欠として山本勝
市君及び加藤精三君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

委員加藤精三君及び山本勝市君辞任
につき、その補欠として山口喜久一
郎君及び倉石忠雄君が議長の指名で
委員に選任された。

十二月十三日

原爆被害者援護法制定並びに原子爆
弾被害者の医療等に関する法律改正
に関する請願(永山忠則君紹介)(第
九号)

同外二件(大原享君紹介)(第三八号)
同外五件(山田耻目君紹介)(第五九
号)

生活保護基準の引き上げ等に関する
請願外八件(上村千一郎君紹介)(第
二二二号)

同外六件(金子一平君紹介)(第二四
号)

同(坂田道太郎君紹介)(第二五号)
同外一件(濱地文平君紹介)(第二六
号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第二七号)
同(安藤覺君紹介)(第五一号)

同(内海安吉君紹介)(第五二号)
同(米内山義一郎君紹介)(第六〇号)

精神薄弱者収容施設に庇護授産所設
置の請願(齋藤邦吉君紹介)(第五三
号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

生活環境施設整備緊急措置法案(内
閣提出第九号)

○田口委員長 これより會議を開きま
す。

内閣提出の生活環境施設整備緊急措
置法案を議題とし、審査を進めます。
滝井義高君。

○滝井委員 生活環境施設整備緊急措
置法案に関して、三質問をさしてい
ただきたいと思ひます。

まず、厚生省が当初、昭和三十五年
を第一年度とする昭和四十五年まで
これらの環境施設整備のための十カ
年計画をおつくりになったわけです。
この十カ年計画というものを、どうい
うの吹き回しか知りませんが、どうい
うに五カ年計画に変更されてきたわ
けです。一体この十カ年計画を五カ年
に変更した理論的な根拠というものは
どこにあるのか、まずそれをひとつお
教え願ひたいと思ひます。

○館林政府委員 当初立てました十カ
年計画よりも範囲を拡張いたしました。
八千万人を対象といたしました計画に
改めまして、今日のが国の環境施設
に対する緊急な要求にこたえたいとい
ましたわけでございます。申し上げる
までもなく、ことにし尿につきま
してここ数年その処分が特に急がれて
おるわけでございますので、特に緊急
必要な部分だけを取り上げまして、五

カ年計画で促進をはかりたいというよ
うに改めたわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、この清掃
とか下水道とか下水道の終末処理とか
いうような計画は、池田内閣の所得倍
増計画の一環だと私は思っております。
すが、あなたのほうはそれを一環だと
考えてやっておるのかどうか伺いた
い。

○館林政府委員 もちろん所得倍増計
画にはずれたものであつてはならない
と思つておるわけでございます。した
がつてその計画と十分調整をとつてま
いりたい、かように考えております。

○滝井委員 御存じのとおり、所得倍
増十カ年計画の中で、まず私たちが当
初問題にしてきたのは産業基盤の確立
ということだったので、産業基盤の
確立に対応してここに生活基盤が確立
をされなければならぬ。生活基盤とい
うのは、住宅、上下水道、し尿の処理、
こういうような生活基盤ですね。こ
ういうものがなければならぬわけ
です。同時に、今度は国土保全の問題が第三
に出てくるわけです。治山治水の問題
ですね。この三つのものは、やはりそ
れぞれ池田内閣の高度経済成長政策の
中において適切な位置づけがされなけ
ればならぬわけです。そうしますと、
所得倍増計画をつくる場合に、あなた
のほうの生活基盤の強化というか、民
生安定基盤というか、その部面におけ
る計画というものは、一体どうい
う算をされておつたのかということ
です。これをまず先に明らかにしてみ
る必要がある。

○館林政府委員 計画全体で申しま
すと、約一千億を当初計画いたしてお
たわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、池田内閣
の所得倍増計画、いわゆる十カ年の長
期計画の中で、あなたのほうの環境衛
生、民生安定の部面における環境衛生
部門というものはたつた千億だったの
ですか。そんなはずはないと思うので
すが……。

○館林政府委員 一応その当時試算
いたしました数値は約一千億ございま
す。

○滝井委員 そうしますと、当時の民
生安定基盤で行政投資の分を見てもま
すと、環境衛生関係は五千七百億に
なつておるわけです。そうすると、い
まの一千億円というのとの関係はどう
なるのですか。所得倍増計画は十年で
日本国民の所得を二倍にするわけだ
ね。その中で産業基盤がだんだん高度
化する、都市に集中する、新しい産業
都市ができる、こういうことになると、
と、こういうところの下水道とか上水
道とかし尿処理とかいう問題がたくさ
ん出てくるわけです。そういうものの
十カ年計画の中における民生安定基盤
の位置づけというものが行なわれて
くるわけでしょう。その中であなたの所
管の生活環境部門というものはたつた
一千億だったのですか。

○館林政府委員 なお、これは建設省
の所管でございますが、この法案に関
係のある建設省所管の下水道関係の部
分が四千五百億ほど当時計画されて

おったわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、当初池田内閣が所得倍増計画をつくる場合の行政投資額として、あなたのほうは約五千七百億きめておったわけですね。その五千七百億のうちで建設省関係が四千五百億あるの、わがほうは千億ちょっとである、こういうことなんです。それが今度の計画では、小林さんの質問にお答えになっておったが、下水道と尿とごみで対象事業費が千九百五十二億、約倍になったわけですね。倍になったということになると、池田内閣の所得倍増政策の全般の計数というものが違ってくることになるわけです。当時は十六兆一千三百億が総額になっておるわけですね。そうすると、いままであなたのほうだけが一番おかれておった。社会資本を充実しなければならぬ。道路、港湾、用地、用水を充実しなければならぬ。その中で一番おかれておるものは何だったか。全体の計画の中でも社会資本の充実がおかれておったけれども、その中でも特に民生安定基盤の中の生活環境施設がおかれておったということでしょう。そうすると、私の言いたいのはここなんです、河野さんのほうは二兆一千億円の道路五カ年計画を一举に倍の五兆にされた。ところがあなたのところは、なるほど倍にはなろうとしておるけれども額はたつた九百億くらい倍ですね。一体これでバランスがとれるかどうかということですね。そうしますと、おかれておる生活基盤の中における一番重要な環境の問題が、将来もっと隘路になってきやしないかということですね。全体の位置づけの問題を考えたければいかぬと思うのです。河

野さんのほうは御存じのとおりガソリン税、軽油引取税という財源をお持ちになっておるわけですね。ところが悲しいかな、厚生省はそういう特定の、税金をちょっと手直しすればすぐに何千億の財源があるというものを持たないわけですね。どうしてもこれは一般会計にその支出を仰がなければならぬ。こ

うなりますと、ことしの予算の総額は二兆八千五百億、来年は一割四分ふやして三兆二千五百億程度にする、これが限界だ余裕財源は千五百億、こう言い始めたわけですね。私どもはもう少し隠し財源があるんじゃないかと思っております、その千五百億の中から私としては、どうも同じ五カ年計画をお立てになる場合でも、五カ年計画自体の中でも非常にアンバランスがあつて、これは大臣の前で言いくいのですけれども、強い大臣のところはよいにばりばりといつていく。しかし、どうも弱い大臣——決して小林さんは弱くないと思いますが、いままでの厚生大臣はどうか弱かったと見えて、弱い大臣のときはなかなかとれない、こういう形になってきておるわけですね。そこで私として言いたいのは、そのためにわれわれはこの法案について一つの条件をつけたわけですが、あなたのほうの資料を見ると、年次計画はちつとも出ていないのです。一体千九百五十二億を五カ年間で確保しようとするならば、第一年度で幾ら、第二年度で幾らと出してやらなければいかぬのです。建設省の資料をごらんになりますとみな出てくるのです。三十八、三十九、四十、四十一、四十二年と、五カ年計画の年次の金額が出てきておるの

です。私たちはやはりこれでいいかなければいかぬと思うのです。当時の古いあれを見てみましたが、たとえば三十七年度の清掃の施設の補助金として三十億三千二百二十三万要求されたわけですね。これは十カ年計画をお立てになつておった。ところが、この三十億

というつつましやかな要求に対し大蔵省がどういう査定をしたかという、十億九千四百萬しか認めなかった。三十億出して三分の一しか認めなかったのです。そこでこの厚生省の清掃等の十カ年計画というものはくずれてしまつたのです。私は知っているのです。そういうことではいかぬじゃないかと言つて、当時しりをたいたことを覚えておるのです。そうしてこれがくずれて、あなたのほうは今度三十八年度の予算編成にあつて、これははいかぬ、練り直しをしなければいかぬといつて練り直して、緊急五カ年計画をお立てになつたのです。そうしてこれは幾ぶん前進したけれども、どうですか、三百五十億要求して二十一億だったのです。これはなるほど前年の十億に比べたら倍になっておるのです。しかし倍になっておつても、二兆が五兆になる倍とはけた違いなんです。パーセントから言えばなるほどうちのほうは十割増加だといふけれども、その十割増加のけたが違うのです。こういうところの問題が私はあると思うのです。ことしも同じです。ことしもこういう形でやっておりますと、これは御存じのとおり、厚生省は今度は、昨日言つたけれどもなかなか大臣は言わなかつたが、厚生年金の問題もありまして、医療費の緊急は正もやらなければ

いかぬのですよ。そうしたら環境衛生なんか金ほこないのですよ。そこで私はまず言いたいのは、あなたのほうのひとつ年次計画を説明してもらいたいということですね。少なくとも下水道の第一年度、昭和三十八年度は幾ら、三十九年度は幾ら、そうして総計千八百九十億になります、それから尿も四百九十億になります、ごみも同じです、そうしてそれだけの第一年度の三十八年度はこれを認めるということをお

を、きょうは大蔵省来ていたことおらわれないことには、こんなものをつくつても何の役にも立たないのです。もう過去においても十カ年計画をつくつたけれどもだめだったし、五カ年計画をやつてみたけれども、三百五十億要求して二十一億しか認められなかつた、こういう形ですからね。だからまずその年次計画を言つてもらつて、そうしてそれに対する額が出るのか出ないのか。出ないならば、いかなる理由で出ないのかということをおひとついでで明白にしろなければいかぬ。そうでなければこんなものが通つたら何の役にも立たない。これが通つたら全部できますというのをいままで言つてきていますから、出るだけの言葉をもらつておかなければ話にならぬのです。

分、ごみ処理施設について五千五百十万人分を実施する、こういう計画を立てておられます。これに要します金額を申し上げます、総額で千九百五十二億、その初年度の本年度分は二百五億でございます。明年度分は三百五十四億、四十年分は四百六十億、四十一年分は四百九十億、四十二年分は四百四十三億でございます。この計画におきます明年度分の国庫補助額は、下水道終末処理施設におきまして四十一億、し尿処理施設におきまして六十億、ごみ処理施設におきまして七億、合わせて百八億を予定いたしております。この補助率は、一般都市につきましてはし尿処理、終末処理ともに三分の一、六大都市は四分の一の補助を予定いたしております。

○滝井委員 そうしますと、三十九年度に三百五十四億要求する、そして下水が四十一億、し尿六十億、ごみ七億、合わせて百八億の補助、一般は三分の一、六大都市四分の一、こういう金額が出てきたわけですね。それで建設省の下水道のほうを、いまのような形で年次計画をちょっと言つてくれませんか。

○鶴海説明員 建設省は下水道の管渠の分を持つております。それに要します経費といたしまして、五カ年間に三千三百億程度のものを要望いたしておるわけでございます。この一応の年度割りでございまして、この一応の年度割りでございまして、三十八年、これはまずスタートしておるわけでございまして、三百八十五億程度の事業を行ないたい、それから来年度は五百億程度の事業を行ないたいと思つております。なお、

四十年度におきましては六百五十億
円、四十一年度におきましては八百十
億円、四十二年度におきましては九百
五十五億円というものを予定いたして
おるわけでございます。

○**滝井委員** そうしますと、厚生省が
三百五十四億、それから建設省が五百
億、これだけの金が年次計画をやるに
すれば要るわけです。当然この年次計
画をお立てになったならば、この年次
計画が実施できないことになるわけ
です。そこでの百八億の金は、これ
は当然国から出すのですから、予算が
きまれば出るようになる。そうする
と、残りの約二百五十億ばかりの金の
財源の調達はどうなっているのか、
入ってくると思うのですが、おそれら
全部起債にしようという、しかしあ
れは全部起債ではくれないでしよう。
事業費の七割が八割しか起債ではく
れないわけですから、あとは地方費に
なるわけですね。これは一体大ざっぱに
三百五十四億のうち幾らを起債、幾ら
を地方費として見えますか。三百五
十四億から百八億を引いた幾らを起債
で見、地方費で見えるか。それから建設
省のほうも、五百億を大ざっぱに言っ
てもいい。

○**館林政府委員** 御参考までに、本年
度分につきましては、二百五億の内訳
は国庫補助四十二億、起債百三十億と
なっております。相当な自己持ち出し
があるわけでありまして、これで地方
自治体は非常に困っておりますので、
私も、明年度におきましては残り
の二百四十六億全額起債という線とい
う努力をいたしております。

○**鶴海説明員** 来年度の予算につきま
しては目下大蔵省と折衝中でございます
が、一応建設省といたしましては、
来年度の下水道事業費をいたしまして
、国費は百一十億を要求いたしてお
ります。なお、起債につきましては二
百三十億を要望いたしております。

○**滝井委員** そうすると、柴田さん、
いま御説明があったとおり、結局厚
生省の側は二百四十六億全部を起債に
してもらいたいという要求、それから
建設省は二百三十億起債だ、あと残り
の、三百四十一億です。それから百五十九億
ばかりは自己財源を持ってこなければ
ならぬことになるわけですね。これは当
然地方財政計画に、起債にしても、こ
れにしてもきちっと盛らなければなら
ぬわけですね。また地方財政計画はでき
ていないと思えますけれども、この関
係というものを自治省としては一体ど
う見ていくのかということですね。今後
河野さんの計画で五兆円の道路がど
んできてくる。そうしますと、下水
は当然道路と一緒にやらなければなら
ぬ。それでいま道路の状態というもの
は、東京は土建ブームがわいておるわ
けですが、東京等大都市を中心として
大きな道路ができていくことは明らか
です。そうすると、大都市では必然的
に――いま下水道の普及率は全国たぶ
ん一六〇だと思っておりますが、下水は相
当精力的にやらないと、りっぱなた
たんだる道路をつくってままたあとで
下水をやり直すということになると、
河野さんの共同溝の構想から考えても
むだな金をうんと使うことになる。そ
う思えば切つてやほりというものを
出さなければならぬと思っておりますが、厚
生省は全部起債だと言っている、建設

省は二百三十億起債であるとは地方
費、これは同じ五カ年計画でもちよつ
とニュアンスが違ってきておるわけ
です。そこで自治省としてのこの取り扱
いの基本的態度――ぼくら、この五カ
年計画を出したから、このとおりに
やってもらうという方針でこの法案を
通すのです。そこできょうは大蔵省に
も来てもらおうし、厚生大臣にも来て
もらって、このとおりやる約束で社会党
はこの法案を通すのですから、これを
区切るのならこの法律は要らない。そ
んな計画が立たたとおりでできないの
だ、あつものにこりてなますを吹く
わけではないけれども、十カ年計画を
立てたら、さいぜん言うようにだめ
だった。五カ年計画にやりました。や
り変えても予算がつかぬとだめだ。も
う一ぺん何と計算しなければならぬとい
うので、今度法律を出した。法律を出
せばうまくいくだろうと思つたけれど
も、それもうまくいかぬというのでは
――法律を出したから、法律に権威を
つけなければならぬから、そこでそれぞ
れ大臣より実力のある事務当局に来て
もらえばいいという形で――私は率直
に言つて、日本は官僚政治なんですか
ら、あなた方が実力を握つておるの
ですから、あなた方からここで言質を
もらつておけばできると考えておる。あ
とは与党さんにその言質をとつて押し
とつます自治省から御答弁願いたい
と思つて。

○**柴田政府委員** 環境衛生施設に關し
ます財政的な始末のしかたは、私ども
下水と処理とごみとあるわけでは、
数
ざいですが、下水につきましては、数

年前だったと思つてますが、建設省と私
ども、それから厚生省のほうも入つた
と思つてますが、下水道財政をどうす
るかという財政の仕組みの研究をしたこ
とがあります。その結果は、国庫補助
なり一般財源、地方債でおおむね三分
の一ずつ持つのが、これの建設を促進
し、かつ十分実施できる態度である
というふうな一応の数字が出てお
ります。

○**滝井委員** その三分の一の内訳はど
ういうことになっておるか。
○**柴田政府委員** 国が三分の一、それ
から地方債が三分の一、あと三分の一
が一般財源、それから処理とごみと
みとかいふものにつかましては、そうい
うものはまだありませんけれども、少
なくとも今日、お話のように下水や
尿処理環境衛生施設の整備が急がれて
おることは事実でございます。私ども
は、そういう要請に十分沿うように財
政措置を十分に従来からしてまい
っておりますし、将来もそうしたいと考
えております。少なくとも国の計画が
明らかになり、それから補助額も明
かになるということになってまいりま
す。あとは地方債なりあるいは一般
財源で始末するわけでございますが、ま
た交付税の計算等におきましては、ま
た交付税の計算等におきましては、ま
たに相応の計算をしていく、こういう
ことになるわけでございます。その態
度は従来から変えておりませんし、
今後におきましても変えるつもりは
ございません。

御参考までに申し上げますと、私
どもといたしましては、来年度、一応の
要求でありますけれども、地方債計画

では下水道は三百三十億、し尿が六十
七億、ごみが四十二億、合計しまして
この関係で四百三十九億、そのほかに
車両分として四億、したがって、
全部合わせますと四百四十三億になる
わけですね。それだけの地方債のワケが
必要であるということで大蔵省と折衝
をいたしておる現状であります。こ
ういふごみ処理施設等につきましては、
これからどういふことになっていきま
すか、この計画との関連ではっきりし
ていくと思つておるけれども、従来から
も、こういう公共事業以外にも、単
独事業でも必要なものは認めてまい
っております。私どもといたしましては、
早くこういうものが整備されるという
ことを望んでおりますし、その方向で
財源の許す限り十分の手当てをして
まいりたい、こういうつもりでおりま
す。

○**滝井委員** そうすると、いまの三十
九年度の起債は、下水三百三十億、し
尿六十七億、ごみが四十二億四百三十
九億、自動車その他を入れて四百四十
三億、厚生省さんのほうは、まず第一
に狂いができてくるのは、三百五十四
億のうち百八億を国が補助金として
出して、二百四十六億を起債でもら
いますと言つた。自治省の方針は、三分
の一、三分の一、三分の一の方針だ
ということになると、ここでもう狂い
が出てくるわけですね。この調整をや
りやってもならなければならぬこと
なるわけですね。自治省の基本方針が
国が三分の一補助金を出したら、一般
財源で三分の一は持ちなさい、起債を
三分の一持つてやります、こういうこ
となんです。建設省は大體一般の百五
十九億持つてもらうというんだから、

五百億を三で割ると百七十億程度です。から、これは何とかその近くまでいって、おる。ところが厚生省のほうは一般財源をゼロに見ておるわけですから、ここに問題が出てくるわけですね。このように予算の要求というものは、かけ引きとかその他ではなくて、社会一般が、社会資本の充実の中でも特にこの生活環境の整備がおかれておるといことは、衆目の見るところ、与野党も政府の部内も一致しているわけですね。そこで予算要求の態度についても、やはり建設省と厚生省は同じ法案の中で要求してくるので、その財源の要求のしかたがまずちくはくであるというところは、これでも大蔵省からそこにくさびを打ち込まれてしまふ。厚生省何を言う、建設省を見てもいい、建設省はみんな起債なんか言っていないぞ、もう一べん話し合つてこい、これで突き返されたらそれまでです。建設省にはそんなことは言わぬかもしれぬが、一般財源で見ると大蔵省は喜ぶでしょう。こういうところが、やはり同じ法律でお出しになるならば、事務当局が意思統一したら両大臣も意思統一をして、そうしてきちっと足並みをそろえていってやらねと困る。同じように、自治体を扱う自治省が違つておる。こういう大事な年度計画も関係官庁がばらばらでしょう。こういう行政が全部にあらわれているわけですね。だからこれは、大臣がいらっしゃつておるが、いま大臣お聞きのとおり、自治省の方針も違つて、建設省の予算要求の方針も違つて、厚生省は民生安定を一番考えているようである。だから厚生省の方式に私個人は賛成ですけれども、これは賛成とか反対では

なくて、この三省の意思統一がまず必要なんです。これは大臣どうですか。いまお聞きのとおりです。全部ちくはくですよ。

○小林国務大臣 先ほどから滝井委員から非常に激動的な質問をいただきましたが、私非常にありがたく存じておりますが、実は生活環境問題につきましては従来ややとすれば軽く見られておつた、こういう傾向がないわけではありませぬ。ことに生産を高めるために社会資本の充実をいたしたが、経済開発に非常に急を要したために社会開発がおかれておる、こういうことで、最近になりましてようやく経済開発と社会開発は並行させなければならぬ、こういうことの機運が出てきました。私も大臣になりましてから一番痛感しておるの、この生活環境施設のおくれていることでありまして、あるいは新聞等でお読みいただいたと思ひます。私自身は新聞記者その他からもふん尿大臣とまで言われながら、この問題に力を入れておるのでございます。実は昨日も申し上げましたが、従来の五カ年計画ではいけない、し尿処理など五カ年でやることは待てない、こういうことで、特に事務当局等にも異論がありました。大蔵省にもむろん異論があつたわけですが、これを五カ年でやるようなのんきなことではもうやれない、待つておれない、こういうことで、あえてし尿処理などは二カ年で大部分やつてもらいたいという計画変更までしてもらつてこの問題を進めておる事情でありますし、自由民主党の政策といたしまして、一般の十大政策の中にもし尿処理ということ

を特に入れてもらつておるのであります。して、党も非常な力を入れております。またジャーナリズム、新聞社等に急がせておるわけでもありません。おそらくことしが初めてであると私は考えておるのであります。世論も、また党におきまして、これは社会党の皆さんも同様な御見解で激励してくださつておるわけでありまして、政府におきましてこの問題については従来と全く違つた意気込みをもって当たつておるといふことは、ひとつ御了解いただけたかと思つております。

要するに私どもは、この問題のおくれを取り戻す、そして経済開発と社会開発とをある程度バランスをとらせるということが国の大きな政策でなければならぬ、こういうふうにお考えしております。たとえば先般の新産業都市の促進法におきましても、厚生大臣はいまの協議大臣ですか、所管大臣になつておらぬという問題もありませんけれども、これはその一つのあらわれでありまして、これからの新産業都市の開発につきましても、厚生大臣は開発というものを経済開発に並行させなければ国民生活の安定ができません、民生安定の基盤が欠ける、こういうふうな考え方をもちつたおるのであります。私も私どもはあらゆる力を結集してこの問題をできるだけ早く解決したいという異常な意気込みを持っております。この問題をひとつおきみ取り願ひまして、それにつけても皆さんが昨日からこの問題について非常に激動的な御質問をいただいたことを私どもは非常に喜んでおるのでございまして、こういう問題も与野党を越えて、ぜひ

ひとつ実現せしめなければならぬ問題であると思つております。いまの問題につきましても、私どもはとにかくやる、やる方法を講ずるんだ、こういうことで、下水道などは実は下水使用料というものを取りますので、いろいろな財源もあるものであります。し尿処理などについてはそういうものはできません。したがつて、これはできるだけ国の財政投融資なり補助なりによつてやらなければならぬのであつて、地方に三分の一を負担させるというような考え方もこれはいかがと思われぬのでありまして、そういう意味で私どもは起債を多く要望しておるのであります。これらの点につきましても、まだ計画はきまつたわけでありませぬので、自治省当局にもお願いして、この段階に思つておられます。いまの段階においては、遺憾ながらお話のような食い違いがあるようではあります。こういう食い違いにつきましても調整をいたしまして、とにかくこういう計画は実行に移すようにしたい、こういうふうにおきまは考へておることだけ申し上げておきます。

た形で予算を要求せざるを得ない。だから一般財源というものを——手数料を取らないのだから、収入はないのだから全部起債でやる、こういう理解のしかたになればこの違いはあつていいことになるのですけれども。

○小林国務大臣 いまのは、私どもがここにお願ひをしておるのはごみの焼却施設あるいはし尿処理施設あるいは終末処理場、こういう施設がこの法律の対象になっておるのであります。いま地方によりましてはくみ取りに対して多少の手数料を取つておる、あるいはごみを集めることに對して多少の費用を取つておる。こういうこと、私どもはごみやつておる法律の対象になる施設とは違つておることだけは、ひとつ御了解願ひたいと思ひます。そして下水道そのものは下水道使用料をお取りになる、こういうことに違いがある。

○滝井委員 集めることだけにいま手数料があるが、同時に、やはりそこに運搬をしていく経費等もかかるわけですね。運搬していったものが設備で処理されていく、そのときの設備で処理する金は、これは無料にいたします。こういう形に二段になつておると思ひます。しかし、そこをもう一段先にいって、そして取る経費その他についても、こういうものは当然国が直轄してやつていく、自治体が直轄してやる、こういう制度にすることが私は必要だと思つておる。そのために住民税を取つて、県民税を取つておるから、そういう点でそこあたり——社会党はこれは無料ですらあつたらう、こういうわけでは、われわれがやろうといふので自民党にできないことはないと思

思うのです。だから、ひとつつそういう点の使用料をとにかく取らないということになると、下水道とちよつと違ふということが出るわけですね。とにかく大臣の言うところだけをとって見ると、設備は使用料を取らない。しかし下水そのものは使用料を取らない。こういうことで、下水のほうは一般経費を三分の一自治体に負担してもらい、こういう理論になってきたわけですね。これならばどうですか、自治省は、建設省と厚生省とが予算要求の態度が少し違つた点についての区別はできることになるといふ感じが、これは建設省のほうも下水使用料を無料にするということになれば、これは一体でいいと思うのです。建設省はどうですか、下水の使用料は無料にしますか。

○鶴海説明員 現在のところ使用料を無料にする考えは持っておりません。○滝井委員 そうすると、厚生省は施設の使用は、くみ取りの手数料その他は別だ、これは施設だけは無料だ、こういつてきたのです。この態度で違つてきたわけですね。その建設の経費について一般財源から流すというものは問題になつてくるわけですね。使用料を取らぬわけですから、これは当然地方財政計画の上でやはり国が全部起債で見あげましようという形にならざるを得ないと思うのです。そうしないと自治体は、その負担の費用を捻出するの非常に苦勞することになるわけですね。だからこの際はおくれておるわけですから、どうですか、これひとつ、そこらだけ柴田さんのほうで踏み切る

わけにはまいらぬものか。それから大蔵省のほうの見解も、あわせてひとつここで伺ひしておきたいと思うのです。○柴田政府委員 こういう施設を建設いたします場合に、補助金の裏を何で見ると、それはそのときの財政状況によるのでありまして、すべてそれを起債にしなければならぬというわけではないと思ひます。それは、起債というのは財源でありません。起債というのは、先生御承知のように財源を散らすだけでありまして、スピードアップするために使つただけであります。したがつて団体の財政状況によつて、一般の財源があつて、それに若干の起債をつけ加えれば十分施設ができるんだということになればそれでいいのじやないか。それを当然起債をつけなければならぬ。一般財源があるのに起債をつけなければならぬということを強制する必要もないであらう。ともかく要はそれだけの、この法律に基づきましてできるような計画というものが円滑に実施できるような財源措置がびしつとできておればいい。したがつて、今日の地方財政の状況からいいますれば、御指摘のように地方財政で見なければならぬ場合が多ございませう。多うございませうけれども、しかし一般財源を必ずしも否定するものではないから、かように考えております。したがつて、財政計画におきましては、その計画に従つた財源措置をいたしますし、維持費その他につきまして必要なものにつきましては交付税の計算の中に入れていく、こういう措置をとつてまいりたい、また、そうすることによつて十分やつていけるのではないか、

頭からこうだときめてかかるほど必然的に導き出される結論でないのではなからうか、かように感じます。○滝井委員 起債はただでもらう金ではないわけですね。これは当然一部は交付税で見てもらえるかもしれないが、やはり自分の金を年次的にこれは出していくわけですから、したがつて自治体としては、起債にしてみたら場合と自分の一般財源を三十九年度にある財源から出すということとは、ずいぶん仕事に対する、何といひますか、やる熱意が違つてくるわけですね。やはりこれは、将来はどこかに重点を置かなければいかぬと思うのです。いまわれわれが重点を置かなければならぬのは、生活基盤をどうするか。住宅と、それからこういう環境衛生設備というものをおくれているわけですから、そこに持つていくという政策をいま論議しているわけですね。平面的に他のものと平均的に持つていくものではなくて、重点を置く政策でしよう。重点を置く政策をやりますと、重点を置く、やはり一つの隘路になつてくるものではないか。それはやはり、気持ちの上では一般経費を出すということが隘路になつてくるわけですね。そういうことで、建設省のほうでは使用料を取るといひますから、これは話が片づいた。やむを得ない。一般財源です。しかし、尿やごみのほうはそうそうはいきませんぞ。いままでも進捗していません。この間の経費をやはり起債で、この間の経費をやはり起債で全部見てやるという踏み切り方をしようか、私はこの政策を推進する上には五年計画を立てたけれどもうまく

いつていないわけだから、今度はふんどしを締め直して法律を出してやろうということでしょう。それをいままでの三分の一、三分の一、三分の一でやつたのでは、厚生省も腰が砕けますよ。ここはもう少し柴田さんのほうで寛容の精神を出してもらつて、やはりつける必要があると思ひます。大蔵省の船後さんのほうも、やはりこの点を私は考えてみる必要があると思ひますが、どうですか。船後さんのほうは、額はともかくも——私もあとで少しは知恵を出しますから、考えてもらふ必要があると思ひます。○船後説明員 生活環境施設の財源の負担の問題かと思ひますが、これは御承知のとおり個々の市町村が事業主体になりまして、市町村ごとにかなり財政事情も違つておるわけですね。原則としては、先ほど厚生当局から御説明がございまして、三分の一、四分の一という国庫補助率があるわけですね。一という国庫補助率があるわけですね。現実的には地方の単独事業というものも現在までかなり行なわれてきております。本来、生活環境施設の整備は地方公共団体の仕事でございまして、つい最近出されました補助金合理化審議会の答申でも、こういう仕事につきましては、全部起債でもつてやるほうが妥当ではないかというふうな御意見もあるわけですね。また、国の財政、地方の財政というものを総合勘案して、具体的な来年度一般会計負担額あるいは起債額というものがきめられていく筋合いのものでございまして、頭からこうでなければなら

ないということはいきめにくい性質のものではないか、かように存じます。○滝井委員 そうしますと、あなたの御意見では、端的に言えば各自自治体の財政状態が違つて、その財政状態を見て、ある団体にはよけいに起債をやつて、ある団体には起債を出さぬようにして一般財源でやるようにするということですか。そうすると、自治省の三分の一、三分の一、三分の一の原則とは違つたことにもなるわけですね。○船後説明員 実は私、地方財政のほうには担当しておりませんが、起債につきましてあれこれ言うだけの実は知識も持つておりませんが、権限もないわけですが、国のほうの一般会計の補助のことにつきましては私担当しておるわけですね。これにつきましては、やはり全体の計画の見通しが立ちまして、その中で、やはり来年度の財政事情の中でこの環境施設の整備というものは重要な問題であるといふことは、財政当局といたしまして十分認識しておるところでございまして、先生も先ほど仰せのとおり、伸び率といたしましては他の経費に類のないような大幅な伸び率を最近統計しておるわけですね。こういうふうな期待で今後対処せねばならぬと思つてございまして、厚生省から御要求の総額百億円という一般会計補助の要求につきましては、どうなりましたか、これは三十九年度予算編成の過程に現在あるわけですね。申し上げるべき段階でございませぬから、従来の線にのつてございませぬから、慮はしてまいりたい、かように存じます。

○滝井委員 それならば、補助金合理化審議会が地方公共団体関係分としてこういうものは全部起債でやるほうがいいという意見があるわけですね。これはあなたのほうとだいぶ違うわけですね。国は補助金は幾ぶん出して、あと起債でやるほうが私はいいのじゃないかと思うのです。その場合に、ひとつここで提案をしたいのは、厚生省は、建設省みたいなガソリン税とか軽油引取税のようなすぐ関係するものをなかなか持たないのです。持っておるものは何を

これからことしこのままにしておきまして五、六億きます。それから一般地方債をうんとやっておるのです。こういうものは、当然自治省のほうで見るべきものなんです。それをこれです。たまたま三十八年度で八十一億一般地方債を見ているのです。だからこの一般地方債をやめて、できればそれは自治省のほうで見て、そうして厚生省の住宅及び生活環境という特別地方債に全部これを充てていく。それで御存じのとおり、ことしは原資は厚生年金が千六百六十億、国民年金が四百二十八億、二千八十八億あった。ことしはおそらくもつと増加するんじゃないかと思うんです。これを上げていくということになる。まずその実態を明らかにするために、環境の四十四億の中に幾ら入っているかということ。ごみや尿のたまりの起債が入っているか。それから一般地方債の中に何かそういうものが入っているのか入っていないのか。

○小林国務大臣 数字の前に私から申し上げますが、いま滝井委員のお示しなされたお話は、私どもは相当な実現性を持つべきである、こういうふうにご考えておられます。当然その方面のものをふやしたい、二五%のワクの問題があります。なおほかにもふやしてもらえようものがあるように私どもは考えますので、その向きのことも大蔵省とも折衝をいたしておきます。そういう方面の金によって、できるだけやばりこの方面の進展をはかりたいというところで交渉もいまいたしております。

○館林政府委員 正確な数字はあるいは少し相違があるかも知れませんが、私どもがいま承知いたしております数字は、環境衛生施設として四十二億程度であります。

○柴田政府委員 お尋ねの趣旨がちょっと私によくわかりませんが、ことしの地方債の計画の中で下水道、し尿処理、ごみ、こういった生活環境衛生施設の地方債は二百八十二億であります。

なお、先ほど来滝井先生からいろいろお話しになっておられます中で、若干御参考になるかと思えますのでお答え申し上げます。私が三分の一、三分の一、三分の一ということをおし上げましたのは、下水道の話であります。その他のものにつきましてはこういうことを考えておりません。大体地方債でもって充当する、こういう方向で今日までやっております。

○滝井委員 あとの答えはなかなか満足な答えになつたわけですが、下水道は使用料を取るから三分の一は起債です。しかしその他のごみ、し尿等はできるだけ地方債で充当するということとなり、さいせんから言っておくとおりになつてきておるので、ぜひそうしてもらいたい。

ど地方債に回つてもなりません。しかし、そういう一般的なもので二割五分というワクの中からとるべきでないという主張なんです。これは当然一般地方債の財源でおやりなさいということです。別の財源でおやりなさいというのです。この中からとることはいけません。これは住宅とか病院とか、こういうところにはきちっと持つていくことにしてもらわぬと困ります。こういうことなんです。一般地方債にいったら何にかわからぬです。橋になるかもしれない、あるいは川の修理になるかもしれないから、それで困ります。だからこの八十一億の中に入つておるでしようかということをお尋ねしておる。これは厚生省、わかつておるはずだと思つておる。

○小林国務大臣 いまの滝井委員の御意見は、妥当な御意見であると私は考へます。そのほか一般地方債に差し向けておる分につきましても、いま論議をいたして適当な処理をしたいと思つております。

○滝井委員 ぜひそういうことをやっていたら、八十一億を今度別の財源から持つてくるということになると、この八十一億、来年はもっとふえますよ。八十一億が今度、いま言った四十二億、四十四億にしておるというの、これで百二、三十億の金ができるのですから、そうしたいとお金のやりくりをしなくても、厚生省独自のものが起債のワクを自治省に差し上げることはできるわけですよ。そういうふうになるべく零細な金の集まったこういうものを、いま国民大衆が困つておるところに重点的につき込

んでもらうことが当然だと私は思うのです。大臣がそういうお気持ちであるようでごさいますから、ひとつ船後さんのほうまでできるだけ御協力をしてもらいたいと思つておるのです。

それからいまの二割五分の問題です。大臣のこの二割五分を引き上げることにについては、大臣のほうも気持ちと同じだと思つておるが、一体大臣としてはどの程度の要求をおやりになつておるのですか。これは医療協議会と違つたら、ここで言つて差しつかえないと思つておるが、この数は、これは岸さんだつて二割五分程度は絶対にとりまします。総理大臣が前に言つた前例があるのですから、今度大臣としては一体どの程度とるか、その大臣の気持ちによつてわれわれは押さなければならぬと思つておる。私個人としては、やはり五割くらいは必要があると思つておる。半分はもらつていいと思つておる。いま一番困るのは、何と申してもやはり生活基盤ですよ。池田さんの政策は、いままでは大企業中心の政策であつた。ところが第二ラウンドに入つたからには、革新的な近代化を農業と中小企業にやるんだと、こうおっしゃつておるのですから、同時に、国民の生活を豊かにするための社会保障の前進をやるんだ、こう言つておる。これは再三の記者会見でも施政演説でも言つておるのです。そうすると、広義の社会保障の中には、やはりこれが入つておるのです。人間というものは、自分がいつも太陽の下に当たるところばかりを見ておつて陰を見ないといへんのです。だからごらんない、池田さんは世界一の経済の成長だ、日本は自由陣営の三本の柱になつ

たのだ——日の当たるところばかり見て、陰を見ていない。だから物価の値上がりとか国際収支の赤字とか、農業や中小企業の困っている陰のところを見ていない。陰を見ないということが大きな政治の欠陥になって、いまや池田内閣の人気というのは急激な低落状態になっていくでしょう。やはりここで、いわば内閣の一端として大きな立場から池田さんを補佐する立場にあるあなたが——やはり陰の状態というのはみんなあなたのとこにきています。ですから、その陰に目を当てる政策をあなたがおやりになることが必要だと思ふのです。そういう意味で、池田内閣の人氣を挽回するためにも、少なくとも労働者の、あるいは国民大衆の積み立てておけるこの金を、大幅に厚生行政の財政投融資に持っていくんだ。これは五割とって、いまや住宅なんか、わんさです。わんさで、やってくれといつてもできない。年金福祉事業団はその断わりのために非常に困っておるという状態でしょう。それから厚生施設だって、老人ホームをつくってこれという要望は非常に強い。老人ホームをつくってもらうということ、七千円の老人ホームに入れるだけの年金を下さいということ。年金をつくっても、老人ホームがでなければだめです。こういうのをどしどしつづけて、三千円か四千円を入れるのをつくってやったらいい。厚生省はお金がありますよ。歴代の大臣はとり得なかつた。年金を使い得なかつた。郵政省を見てごらんさい。郵政省は、最近特設郵便局長さんの宿舎、自分の家をつくってやることに貸し出ししているでしょう。簡易保険の金を、い

わんや厚生省が自分の所管の生活環境とか、あるいは住宅とか病院とか老人ホームにこの金を持ってくるのは当然ですよ。大臣もすわり込むなら、われわれも一緒に大蔵大臣の前にすわり込んでいい。これはそれくらいに意気込みを持たなければいかぬ。すわり込まなくてもいいですが、そのくらいの意気込みを持たなければいかぬです。だからこれは郵政省を見習ってくださいというわけじゃないけれども、郵政大臣の古池さんはそれをやっておるので、郵便局の局舎の改築。これは法律は許しておらぬですよ。ところがそれを県に又貸しをして、その又貸しを受けた県は、その金で局舎の建てかえをやる金を使う。これは一体郵便局の局舎が先なのか病院や養老院が先なのかという点になると、私はやっぱりそういうところをどうするかを保持していくべきだと思ふのです。財政投融資がそういう方向に向いておるので、郵便局の局舎までつくっていく方向に向いておるので、もつとそういう急いでおるところを私はやってもらうべきだと思ふのです。大臣は一体二割五分をどの程度上げようとお考えになっておるか。

○小林国務大臣 非常に適切な御意見を承って喜んでおるのでございます。私もできるだけ御意見のようにはいたすべきものであると確信いたしております。二割五分の問題につきましても、いまこれを幾らと、こういうことを私はここで申し上げておけません。しかし相対度この向きの還元融資をいたすべきたというところで、いま大蔵大臣とも私は話し合っております。いまお話がありました一般の起債に向けられておる財源自体についても検討しなければならぬ。そういうことで、いずれにいたしましても相当程度還元融資を増加してもらいたい。またある程度増加できるのじゃないかというふうな考えで、御趣旨のようなことに対してはできるだけの努力をいたしたいと思ふのであります。

なお、いま実は、これは大蔵省の問題であります。財政投融資の原資としての簡易保険あるいは厚生年金、そういうものは相当大きな柱をなしておるのでございまして、簡易保険等との関係もありまして、私のほうだけこういうわけにもまいらない事情がございまして、先ほど申し上げましたように、まだいろいろ検討すべき事項を含んでおりますので、これらを洗い出していま交渉をいたしておる、こういう段階でございます。ある程度ふえるのではないかと、こういうふうな思ひます。

○滝井委員 ひとつ二割五分を——私は五割と言っておりますが、やはりこれは相当引き上げる必要があると思ふのです。そして今までこういう予算のなかから回ってこなかった、日の当たらなかつた、陰になっておるところをやつぱり日に当てる必要がある。それは同時に、池田内閣の人氣を挽回することになる。善政になるのです。民のかまどがにぎわうことになる。あの仁徳天皇の氣持を持たなければならぬ。大企業ばかり栄えておつて、公害はたくさん出てくる、ごみはたまる、し尿の捨て場はない、こういう状態でしりが抜けておつたのはだめです。だからそういうしりの抜けておるところを、きちとひとつ大掃除を厚生大臣、英断をもってやっていたらいいと思ふのです。それから最後に、一べんに

の結論が出てまいりますと、一べんにできませんか。でも、その結論を基礎にいたしまして所要の改定を加えていきたい、かように考えております。

○滝井委員 ぜひそれらの点をきちとしていただきたいと思います。

最後に、これは厚生大臣にお願いするわけですが、こうして五カ年間の年次計画をお立てになったならば、それが必ずそのとおりに実行されたためしがいままでないのだから、このジレンマを破つてもらいたいということ。今度はその計画どおりに実行をしていくという、こういう新しい道を切り開いてもらいたいということ。それから同時にもう一つ、こういうものが池田さんの経済政策と歩調を合わせた形で、長期の経済計画の一端としてこれがきちと位置づけられていること。経済企画庁が所得倍増計画をつくって、われわれのところへ資料を出す、きちとこういうものが出ておるわけです。出ておるけれども、それが今度は厚生行政になってきたときには、予算委員会等で質問をしてみたって厚生省は知らぬ存ぜぬ、経済企画庁はいやうだかよくわかりません。こういうことになる。これは何もごみやし尿だけの問題じゃなくて、社会保障の長期計画も同じです。社会保障の長期計画を歴代の厚生大臣も——私は国会に出て十一年になります。出たときから立ててくださいと言つておる。大臣は全部立てますと言つた。小林先生の前の西村さんも立てると言つた。その前の大臣も立てると言つた。川崎君の時代から立てると言つて、一向

に立たないのです。それはやはり予算編成の弾力はなくなるかもしれない。それは大蔵省の権限が、それだけ計画がきつときまつて、そのとおりやれば予算編成の弾力を非常に失っていく、硬直していきいます。しかし硬直しても、やはり必要なものは重点的に立てていく必要があると思うのです。さいぜんから申し上げますように、実力のある強い大臣のところはどしどしときまつていくけれども、そうでないところは冷やめしを食わされて、いつも陰に陰に回っているという形になる。その最たるものは、この生活環境と社会保障の計画だと私は思う。だから社会保障でも、医療でも、年金でもみんなきまつていないでしょう。だから毎年毎年、それはアドバルーンは上がるけれども、昭和四十五年になったら社会保障は実質三倍にする、こう言っている。医療は九割を給付するのだ、こう言っておられるけれども、なかなかその方向にいかない。だから、それだったら昭和三十九年には、たとえば医療でいえば七割給付というものは必ず家族も本人もやるのだ、八割は四十年にはやるのだ、こういうふうにきつときめてもらえば非常にうまくいくのです。ところがそういうことを何も示さないのです。そして大臣がかわるごとにかつてなアドバルーンを上げておいて、追及していくと、いやそんなものはただ新聞記者に言っただけでとても現在できるものではないとまかせん、こう言ってみたり、その場その場でもいいかげんなことを言っておいて、こまかして票だけをよっている、こういうことだと思ふのです。それじ、私は相すまぬと思ふのです。だからお互い

に真実を語らなければならぬ。池田さんは政治の倫理性を強調された。私はやはり年次計画を立てたら、それを実行することが倫理性だと思ふのです。だから初年度と一番最後の目標だけを示して、途中を全然示さないで五カ年計画はこうなるのだということではピジョンにならぬですよ。だから年次計画を示したら、このとおりきつと実行をしてもいい。われわれもきつとこの年次計画を聞かせてもらいますから、このとおりわれわれ社会党としても強引に池田総理と大蔵省にこういう要求をしていきます。したがって、あなた方も強硬に主張して押してもらわなければならぬ、こういうことを認められたら、これを条件にしてわれわれはこれを通すのですから、まさか公党がぺてんにかけるようなことはなはないと思うのですが、最近国会の運営でも、社会党がそれを言うから議長も委員長もやれぬという社会党に対する不信感がある、われわれのほうも、こういう年次計画をつくるけれども、いつもこれはうそだ、票だけをやつて馬上天下をとらせなければいけません、あとは犯罪が増加して、物価が倍増して、格差が倍増してうそになっておる、こう言ってお互いに不信感がある。今日はその不信感をやめて、まず随より始めよ、この五カ年計画が、必ず来年度の予算案にはいま御説明を受けたとおり実現する、これを与野党協力してやる、こういう形になっていかなければならぬと思ふのです。大臣、これだけは実行していただけるかどうかということをお互い、もう一ぺん念を押して法案に私は賛成したいと思ふます。

○小林国務大臣 いまの社会保障にしましても生活環境にしましても、これは世論も連う、また政治に関係される各党あるいは政府等、またジャーナリズム等においても非常な意気込みを持っておるのであります。私は非常に大きな進展を示すものと思つております。この法律を通していただければ、それに基づきまして具体的な計画を立てて閣議決定を経るのであります。閣議決定を経るまでにまたいろいろなきさつもあると思つていますが、できたものはぜひ実行しなければならぬ、こういうふうな覚悟を持っておるものでございませう。そういうことで御了承願ひたいと思つております。

○田口委員長 小林進君より関連質問の申し出があります。これを許します。時間の関係上簡単にお願いします。

○小林委員 関連でございませうが、実はきのう質問をいたしまして、大臣がおいでにならないで、政務次官では答弁ができませんという問題が一つありましたが、自治大臣にも御質問いたしました。大臣も局長もおいでにならなれど、残つておりますこの二つの問題だけ簡単に伺ひたいと思つております。

第一番目の自治省に対する質問は、例の地方自治法改正に基づく特別区の問題であります。東京都における清掃事業を特別区に移管するというふうな改正案が前の国会に出て、それが流れてしまつたかに伝へ聞いておるのでありますけれども、私ども社会党といつたしまして、いまも質問が重ねられておりましたように、行政府の中における最も中心的業務であります。これは特別区にまかせようかというものが、私

どもの考え方であります。やはり東京都が全責任を持って、政府と中央とが一体になって進めていくべきじゃないか、こういう考え方に立つておるのであります。自治省はこれに対してどういうお考えをお持ちになつておるか、明確にお聞かせを願ひたいと思つております。

○佐久間政府委員 お尋ねの問題につきましては、前国会並びに前々国会にお尋ねのような内容の自治法の改正案を提案いたしております。次の通常国会に提案をいたすかどうかにつきましては、まだ政府として御決定をいたしておりませんが、同様な内容のものを提案いたしたいと思つておるわけでございます。清掃事業の重要性につきましては、御指摘のとおり私も考えておるわけでございます。今回の地方自治法の改正案の趣旨が、東京都の行政全体を見ました場合に、従来の府県的な事務と市町村的な事務を都が一緒にかかえ込んでおる、そして膨大な複雑な機構を持つて身動きがつかなくなつておる、こういうことを各方面から御批判をいただいております。その点で、その点を改革したい、ということとで地方制度調査会にも方策を諮問いたしておつたところであります。その答申の要点は、できるだけ普通の市でやつておるような事務は特別区の責任でやらせるようにすべきだ、という基本的な考え方に立ちまして、相当な事務を特別区の責任に委譲しようということになつておるわけでございます。その中の一つといたしまして、清掃事業につきましても、し尿の終末処理を除いては特別区に委譲すべきだとい

ことになつておるわけでございます。私も、その答申の趣旨をできるだけ実現をいたしたいという考え方で立案をいたしましたのでございませうが、清掃につきましては、御指摘のようにいろいろ問題のあることも承知をいたしております。特にし尿やごみの収集運搬につきましては、できるだけ住民の身近なところで行き届いたサービスをさせるということが望ましいのじゃないかということ、原則としてはやはり特別区に委譲すべきじゃないか。ただ二十三区がばらばらになりましては、終末処理との関係でぐあいが悪い点もございませう。その計画に基づいて特別区が執行しなければならぬというふうな規定を法令の上でもはっきりいたしましたらどうだろうかというふうに考えておるわけでございます。それにいたしましたら、いますぐ実施しますことにつきましては、施設の整備の状況からいたしまして困難な点もあるようございませう。それらの点につきましては政令にゆだねることになります。いすれにいたしましてもそういう方向で考えてまいりたいという考え方を今日でもなお持つておるわけでございます。

○小林委員 きわめて短い時間だといふことでございませう。自治省のお立場も私も一応理解することができるところであります。身近なところで親切に清掃とか、ごみ掃除とか、し尿の問題を処理したほうが住民のためにより親切ではないか、そのお考えはよろしいのでありますけれども、またいま言われましたように、一方にはどうもばらばらにその業務が行なわれてい

る。あるいはこれからは清掃業務でも非常に近代的な装備をしなければならぬ。区の財源等に左右されて、そうした装備の面においてもやはり予算がなかがしるにされる懸念があるのじやないか。

第三番目には、職員の仕事や待遇の問題であります。そういう面においても各區ばらばらでは、やはり人の雇用関係、待遇関係その他の問題もうまくいかないのじやないかという懸念もありません。私も、原則的に都が一本で、一体の体制でやるべきだという主張は、いまあなたの御説明だけではどうも満足するわけにはいきません。しかし、この法案が本日通過するという話の中には、両党間にこの問題でもある程度理解がなっておりますので、私も自治省のお考えだけは聞きましておきますけれども、今後これをどうするかは、私も、さらに両党間並びに厚生省等も含めてこれをもっと深めていきたいと思っておりますので、きょうのところはこの程度でとめておきます。

いま一問といたしまして、これは大臣にお伺いいたします。いつでも法案審議の場合に、これは滝井議員も言われましたから話が重複するようではなはだ恐縮でありますけれども、どうも国会における答弁、委員会における答弁は、法案さえ通してしまえばいい、通してしまえばあとは野となれ山となれ、そういうような無責任な形が、えてして行政府の中にありがた。私どもは、きのうから真剣に討議を重ねてまいりましたが、その中では、大蔵大臣はもちろん、厚生大臣も自治大臣も相当権約のつく言明を与えられてお

る。それをひとつしっかり責任を持って進めていただきたい。ここでは実際に桃色ムードのりっぱな答弁をしても良かったが、さて実施されることになりましたら、内容はまさに十分の程度に縮小されて、全く竜頭蛇尾に終わつたというふうな形ではないかにも承できない。先ほどの滝井さんに対する答弁で大臣はいよいよなものでありますけれども、せっかく、自治政務次官が、この答弁は私ではできません、大臣にお願いいたしますということでごさいますから、私の質問にもひとつお答え願って、今日この場で答弁された姿勢はくささないで、予算の面においても、規模の面においても、事業量の面においてもやはりそれとおり遂行いたしますという御確言をいただければ、私は私の関連質問をそれで終わりたいと思っております。

○小林國務大臣 十分留意いたします。

○山口委員長 本島百合子君。にまだ共産党の方の御質問がある御様子でございますので、簡単に御質問いたします。

細部にわたっては昨日、本日の御質問で大体了承できたわけでありまして、この法案提出にあたりまして、地方公共団体の方々は、中央集権化のおそれがあるということで非常に不安を感じておられたわけでありまして、私も、従前から、こうした環境整備に對するところの問題は最も重要な問題だと考えておりましたが、地方公共団体とこの法案との関連でまいりました場合に、どの程度地方に対する権限が確保されていくのかということをお大臣にお

尋ねたいと思います。

○小林國務大臣 たいだいまのお尋ねであります。この法律の成立等によって中央集権が強化される、そういうふうな心配は全然ない。私も、こういう施設は本来ならば地方団体自身でおやりになるべきだと思ふものであります。財政その他の都合によつてできない、したがって国としてお手伝いをする、こういう立場にありましますので、できたあとについて余分な干渉等をする余地はありません。

○本島委員 大臣はりっぱなことを言われたわけでありまして、たとえば一昨年の決算が何かのときに出ておりましたけれども、地方公共団体がこの予算あるいは起債のワケを獲得するため、陳情團を編成して上京してまいります。したがって、実際にその予算を得たときには陳情費というものを差し引いて、なおかつ、地元におきまして一番問題になるのは、終末処理場に対する土地の獲得ができない。大体こうした問題のときには、どの地区におきましても反対運動が猛然と起こってくることは御承知のとおりでございます。そういうような問題に費用が使われて、事業を開始する際にはほとんどなくなつたというようなことが指摘されておつたのであります。そこで私は、この法案ができたときに、地方団体との関連をどういう形においてつけていかれるのか、また今後あやうやう陳情に來なければ獲得ができないか、そういう不安の解消が、この法案を読んでおられますので、そうした点をどうようにお考えになるか、これを聞かしていただきたい。

○小林國務大臣 これは地方公共団体の自主的なお考えで、自分のところで施設をしたい、こういうお申し出に応じておるのであります。その間に私どもから積極的にならざるやうな問題等が起きますが、これらはすべて地元の問題でありまして、厚生省はそれらに關与いたさない、こういうことになっておきます。

○本島委員 自治省にお尋ねいたしますが、私、地方を回つて聞きますところによると、年次がずれてまいつております。一応土地だけでも確保するという形で、三カ年なら三カ年という目でやつておりましたが、大体五年後、七年後に完成する、こういう状態が実態ではないかと思つておられます。そこで、こういう場合において、各都道府県あるいは市町村との懸談が行なわれておるはずであります。自治省としてはどういう指導をされておるのか、その点をお尋ねしたいと思つておきます。

○柴田政府委員 先ほど厚生大臣からお話ございましたように、どこに処理施設をつくるか、これは自治体の問題でございます。私も、自治体としては、なるべく施設が早くできるやうに、大体こういうものにつきます。最近では計画的な年次割りできめが処理していくというやうな方法でこれを処理する方向で指導いたしておりますが、そういう具体的な紛争の問題まで私どもはいたしまして介入してどうしようかというところは考えておりません。ただ、先ほど御指摘にありましたように、補助金の申請あるいは起債の

申請等につきまして不必要な上京をするやうなことは、なるべくしないやうに、こういう指導はいたしてまいります。

○本島委員 不必要と言われておりますが、現在の段階では終末処理場の設置については非常な困難を來たしておるのが、地方公共団体の実態であると思ふのです。こういう場合において、各省とも連携をとりながらなされる五カ年計画でございますから、こうした点の配慮がなければ地方では非常な困難があるわけで、私もその問題にたびたびぶつかつておりますが、それに対しては一体どういふ考え方で進めていかれるか。先ほどから念を押されて、この計画を完全に実施するという覚悟のほどを示せ、こう言われましても、実体は地方公共団体にある。ところが住民と地方公共団体の話し合いというのは、一年や二年では解決しないのです。私自身も東京都議会議員を一年いたして、特にそうした委員長までやつたわけでございますが、その当時の問題がいまだに解決しないので七年前かかっております。こういう状態ですから、かりに予算措置がなされておつても現実にはでき上がつてこない、こういう形がほとんどで、最も大切な問題であるごみやし尿処理の問題のときにぶつかつてくるわけなんです。だからこの点に對してのある程度の考え方が政府機関においてない限りは、地方公共団体において皆さん方の御計画どおり遂行することは困難だと思つておられます。そういう点で、くだいようでございますが、いま一度聞かしてもらいたい。

○小林國務大臣 いままで事実地方の希望に對しまして予算が少なかつ

た。したがって陳情というような問題が起きました。私どものいま一番近接したし尿処理の問題、これらにつきましては、先ほど申し上げましたように五カ年ではもうだめだ、したがってせひと二カ年程度でやりたい、こういうことで、予算なり法律が通れば来年度は相当地方の期待を満たすことができる、こういうふうな確信いたしておりますので、したがって陳情とかそういうものも相当減るのではないかと思います。

なお、紛争の問題につきましては私どもとしてはいかんともしがたいのであります。これは地元がお話をつけまして、仕事を実施する際に補助あるいは起債を申請していただく、こういうこと以外にありません。なお、私どもこの補助、起債につきましては一切ひもつき等をいたしておりません。から、したがって、仕事その他について干渉するとか中央集権を強めるといような意図は全くございません。また結果的にもそうなると思いません。

○本島委員 大臣はだいたい決心のほどを示しておられますが、実際問題としてはなかなか困難だということをお承知の上の御答弁だと思えます。けれども、こうした点のくふうがなければむずかしいということなんです。金だけでは人は動きません。特に清掃問題については、それは必要欠くべからざるものであることは承知しております。施設がその付近にできる場合は住民は必ず反対に立っておるわけであり、こういふ地方の状況というものを十二分に勘案されまして、そして各省との話し合いの中でもこうした問題の解決のめどをつけてやっていただかぬ

ことには、これは中央集権的という問題は別といたしまして、土地収用に對する考え方を一考していただかぬ限りは問題の解決がなかなかできない、こういうことで私申し上げておるわけなんです。

それから陳情の問題についても、これからは少なくなるだろうと言われておりますが、現実の面ではどの地区におきましても人口増加ということによりまして急速に解決をしなければならぬ、そういうときでありまして、私は逆にふえると思うわけなんです。ですからそ市町村あるわ公共団体の費用を使ってまで陳情に来るということとをどこかで合理化してもらわなければならぬというのが私の願ひなわけです。そういう点についての対策が自治省としてあるのかということをお聞きしたいわけなんです。というところは、すでに全国からのぼってこられておりますが、こういう人々が地元でそれだけのものを持って帰ろうとするための費用というものはかなり大きなものであります。ひとつ口の悪いところを申し上げれば、大蔵省官僚に頭を下げるためにみやげものまで持っているかなければ自分

のところに予算をとることができない。こういうことまで世間でいわれておるのです。ここでもって政治の姿勢を正せといわれても、現実の面ではできないといわれるわけでは、私はこの法案を通すことについては、私は賛成し、今後こうした仕事を急速にはかられていくことを願うわけであり、すが、あまりにも地方公共団体の犠牲性というものは大きいわけなのであります。だからこそ私自治省の方に残っ

ていただいたわけであって、地方では御承知のとおり知事会もあるし、議長会も開催されておるわけなんです。こういう場所に臨まれますとその点の緩和をしてもいいというところが私の願ひであると同時に、今後そういう考え方を立てておるかどうかというのをもう一度聞かしていただきたい。

○柴田政府委員 おっしゃるとおりでございます。私どももいたしましては、従来からそういうものにつまらぬ費用を使うなということをしよつちゅう言ってまいっておりますが、なお御指摘のような事実があることもこれまた事実でございます。この原因をいろいろ考えてまいります。一つは希望に對してそれを満たすだけの供給がない。先ほど厚生大臣がお話しになりました需要に對する補助金なり起債の額が足らぬということがある。もう一つは、それが実際にきまらずまでの間に時間がかかる。この二つが原因であると私は思います。量の問題につきましては、これはこれからの問題でありますから、予算の折衝を通じてなるべくできるだけの力を尽くして十分な額を満たすようにやってまいりたいと思っております。なお、決定の時期につきましては、早くいたしますように従来から心がけておりますが、一そう努力いたしてまいりたいと思っております。なおそのほかにも、お話のように関係者を通じまして一そう注意を喚起すること、これは当然でありまして、今後とも力を尽くさなければならぬと思っております。

○本島委員 特段にいま御答弁になつたことを今後運営の上にも心がけていた

ただきたいと思うわけでありまして、それから、この法案につきまして私ちよつと見たところでは、総合調整をする機関がないようでありまして、これで運営できるわけでございます。○館林政府委員 この下水道施設につきましては、管渠は建設省、終末処理場は厚生省となっております。特にこの法案の第三条に、建設省並びに厚生省はこの点十分調整をとってやるようにということが盛り込まれておるわけでございます。まして、特別な資格というものはないわけでありまして、残りのものは厚生省が全部主管いたしておりますので、あとは予算面の、あるいは起債面の調整だけでございます。

もいひのじゃなかったのだからか。ただし、いままでの環境衛生局のやられたようなことと比べて、各省を網羅したところの一つの総合的な機関が必要であったのではないかと、こういうふうには私には考えてまいっておったわけでありまして、そうしたことは従前どおりのような形になっておるわけなんです。これに對して今後、いままでのやり方でこれがスムーズにいけると大臣はお考えになっておるかどうか、私が申し上げるように、一つの特別の機関をつくる必要があるのじゃないかと、それをおやりになる考えがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○小林国務大臣 ごもつともな御意見だと存じます。ただ、この生活環境につきましては、私どもの終末処理場は建設省の下水に当然つながらなければなりませんから、これを一体として計画しなければならぬということは当然であります。なお、この問題は計画そのものを閣議で論議して決定する、こういうことになっておりますから、十分これは調整ができるものである。お話のように生活環境の問題のほかに、いまも公害問題というものが非常にやまやましい問題になってきておるに、それらについてもどうしてこれを統合的に施策をする機関が必要かということ、お話のようなことについては十分検討をいたしていかねばならない、かように考えております。

○本島委員 最後にもう一つ。私は予算のことは全部省きまして、運営上のことだけお尋ねしておるわけですが、今後はすべての問題が機械化されてこ

なければならぬわけですが。現在、各地区におきましても、かなり進歩的にはなってきたと見られる節もあり、まあ、科学者やあるいは専門家に聞いてみますと、現在の日本でもやっておる終末処理——東京都においてやっておるようなことも相当進んでおるわけですが、こういう程度では人口増加に対して、できない。し尿のような場合は、海洋投棄が依然として減っておりませんし、あるいはまた周辺地区におきましては集わいがうまうまおおりませんので、河川に放棄しておる、こういうこともあるわけですが、ごみ等におきましても、人の知らない間にあき地にほうり出していく。こういうことで、これは末端行政がまずいからだと、これを答弁されたのでは困るわけなんです。これはやはり人員の問題もあるでしょうし、またそれぞれの機関における進歩的な問題を取り上げてやろうとしてもできないという欠陥から出てくる点が非常に多いと見ておるのです。ですから、急速に機械化していくということが必要です。終末処理の場合でも、東京都におけるようなやり方と、あるいは熱海でやっておりますものを見たとときには、雲泥の相違があるわけですが、こういう科学処理ということについては、先ほど説明されたこの予算の中ではどういふふうにか考えておられるのか聞きまして、そしてできるだけ機械化できるもの、また進歩的なものを使うことができるものは、どんどん変えていくというやり方をとっていただかなければ、この環境整備というところは非常に困難じゃないか、こういうふうにか考えておられますか、この点いかがでございますか。

か。
○小林国務大臣 これはお話のとおりでありまして、最近におきまして、機械化も非常に進んでおります。またじんかい焼却等にも進んでおる。またじんかい焼却等にしましては、ボイラーも非常に改善される、あるいは場合によつたらやむを得ず輸入もする、こういうような方法を講じております。

また、海洋投棄とかあるいは川に流すとか、こういうことのないように——この計画が進められる、すなわちこの中に入る、これを十分にやれば、そういう事態がなくなるであろう、そういうことを期待して進めておるのであります。機械化等につきましては、し尿処理場につきましても終末処理場につきましても、やはり毎年非常な進歩をいたしますので、新しいものには新しいものを取り入れて、またひとつ改造もしたいと考えております。

○本島委員 それでは要望だけ一つさせていただきます。
私も、生活環境施設に關しては、特に議員としては大きな力をかけてまいておるわけですが、遅々として進まないというところは、やはり厚生省関係における予算の要求がへたである、あるいは日の当たらない厚生省だとか先ほどから言われておるようでありまして、そういう点についての大きな力を出すというところ——私ももちろん折衝には今後やっておりますが、大臣がそれだけの覚悟をお持ちにならなければ、またこの計画ですらもくずれていくということも、いままでの経験からわれわれは考えているわけなんです。そういう意味で、どうかこの計画がスムーズに実行されて、五年後

にはほんとうに家庭の主婦が悩まないで済むというようなところまで完成を要望いたしまして、質問を終わりたいと存じます。

○田口委員 谷口善太郎君。
○谷口委員 実は詳細な質問を用意したのでありますが、時間が極度に制限されておりますので、国務大臣としての小林さんに、この法案に即して二、三点伺っておこうと思つてます。

まず、この法案によりまして、国が計画立案の責任あるいは義務を持つ、また地方自治体はその計画を実行する責任を持つというふうな規定だと思つたのですが、そう解釈してよろしいですか。

○小林国務大臣 これは、仕事は本来地方公共団体の仕事であります。国はやはり全体の民生のために協力をする。したがって、目標を国で立てて、そうして将来進むべき道を知らず、それによつてひとつ地方もやつてもらいたい、こういうことでもあります。

○谷口委員 そういう内容だと私も読んだのでありますが、それだったら、どうして地方自治体も計画に参加するような道を規定しなかつたのですか。ここでは、建設大臣と厚生大臣との調整協議ということと、それから企画庁長官との関係が規定されておりますが、地方自治体がこの計画立案に対して直接参加するという道を当然——実行の責任を持つていく組織でありますから、そういう理由でしようか。

○小林国務大臣 計画を立案するについては、審議会をつくるか、あるいは地方も参加させるとか、いろいろの方法もあります。私も従前でも

十分地方の意見を聞いてやっておる、こういうことで、この際はそういう形をとらないで計画を策定する、こういうふうな考え方をしたのであります。

○谷口委員 そういう審議会とか連絡とかということでは、私もほうまくなかという考えを持っておるのであります。その点は一応、これはやはりそうあるべきだという意見を主張して、次に移ります。

国民が生活環境に關するし尿やごみ処理の問題について望んでおられます。この法案のように、計画の内容がはつきりしない、ぼく然としたことを望んでおられるのじゃないのであります。やはり具体的な計画——具体的に生活環境がきれいになる、清掃されるようなそういう条件を切実に望んでおる。しかしこの法案では、実際は計画案が何もない。少なくとも法律の上ではこれからつくっていくということでありまして、そういう点では私も非常に不満であります。特に、きのうからいろいろ質疑応答の中で、計画案というふうなものの中、計画案がございました。予算のことも出ておりましたし、事業内容あるいはその量、目標なども一応持つておられるのであります。しかし実際上具体化されるのはこれからだといふふうには、法律ではなっていないわけでありまして、その点はいかがですか。

○小林国務大臣 正式の計画案というものはこれから策定をして閣議の決定を経る、こういうことになりまして、予算も進行中でありまして、三十八年度の予算もできておる、こういうことでありまして、一応の目標と申しますか、素案はある。しかし、これを正式な

案にするには国会の御決定を必要とする、こういうことでもあります。

○谷口委員 その素案とか一応の案とかいふのはお聞きしたわけでありまして、しかし、これがやはりはつきり法律の上で明示されるか、あるいは資料としてはつきり明示されませんと、ここであなた方が百万べんお話しになりまして、はたしてそれが実現するかどうかという何の保証もないのであります。その点について、必ず実現できるという保証が何かありますか。

○小林国務大臣 この法律が、そういうものをつくつてやれという裏づけになつておる法律であります。そういう閣議決定等があれば、これに依つてこれからの仕事を進める、こういうことになつております。

○谷口委員 そうしますと、お尋ねしますけれども、法案の第三条で、建設大臣及び厚生大臣の計画案作成の義務が規定されておられます。そしてそれを作成して、これを閣議の決定を求めなければならぬ、こういうふうになつておる。この場合に、計画案作成の責任が、それを閣議が決定するという義務規定はここにはないわけでありまして、閣議で決定するかどうか、必ずそれが決定されるという保証はないわけでありまして、当然修正その他も行なわれるんじゃないかといふふうにはこの法案では考えられますが、その点はいかがですか。

○小林国務大臣 これは閣議に出す前に各省で十分討議、調整の上で出される。したがって、閣議に出された場合に、修正といふようなことはいま予定いたしておりません。

○谷口委員 それじや大臣のほうでつくりになってお出しになる計画案というものは、必ず閣議で決定になるのでありますか。

○小林国務大臣 なると思ひます。

○谷口委員 なると思ひます。なほ、なほその点をばつきり法律案に書かなかつたのですか。こういう場合は例をいへば幾つもあると思ひのであります。つまり計画をする、あるいは人事の選考をする、あるいは任命するとか責任を内閣が持つとか大臣が持つとかというふうな例もありません。こういう計画案にしましても、大臣が計画案を出した場合に、これは必ず閣議決定になるというふうなばつきりした規定をここに置かざると、大臣がいかにそう思われましても、閣議で修正を命じられたりなんかするということはありませんか。あり得ると思ひのであります。このことについてはぜひぶん社会党の諸君も心配されております。いろいろ計画を出しては、予算の問題も言っておる。しかし、それが実際に実行できるかどうかについては、大いに折衝しようというふうには言っておられます。これはいかに計画しても、それが決定になるかならぬかということについては何の保証もないから、みんな非常に不安に思ひかけております。私どもは、きのうから示された計画案そのものにつきましても異議がございません。その点についてきょうは質問にまで入れないのは、残念であります。いろいろな点で私どもはあれに対して賛成したい、そういう内容を持っておりませんが、いざいざにしましても、大臣が計画案を作成されるわけでありませぬ。しかし、それが閣議において決定

されるという保証は何もないわけでありませぬ。修正しないと思ひ、決定になると思ひ、というだけでは、法律的な保証はないではありませんか。その点はどうですか。

○小林国務大臣 法案の文面からいけば、所管大臣が計画を策定して閣議の決定を求める、こういうことであります。それから、閣議の決定を求める場合には、それ以前に、お話のように聴聞もしたり、各省との調整もしたり、十分話し合いの上で熟した案が出る、こういうふうな思ひのであります。まあ絶無とは申しませんが、心配はないというふうには思ひしております。

○谷口委員 絶無と思ひられる、心配な御説明申し上げた。正式な案は閣議決定を経なければならぬ、こういうことでは、そういう案がもとになりますと申しますか、参考になつて案ができていく、こういうふうに考へておられますか。

○谷口委員 その点にこそまことにきうからみんなが心配している、みんながこの法案について疑問を持っている根本の問題があるわけでありませぬ。あなただがここでどんなにそうおっしゃったところで、法律上何の保証もない。どう変えられましてもしかたがない。国民の側から言つたならば、清掃事業につきましても、清掃行政上の一切の計画なりあるいは方向なりというものについては、この法律ができませんと、もうあとは政府の権限に移りますから、何も文句が言われませぬ。しかも、政府がかつてにきめたことを、今度は地方自治体関係を通じて、先ほどの論議によつてわかりましたように、手数料その他により国民に負担させられるという内容を持っては行かぬわけでありませぬ。自民党の諸君は笑われませぬ。

紙委任をすることに成ります。どういふことをやるかわからないのにそれを白紙委任するということになります。そういうことはわれわれとして絶対に認めるわけにはいかないのです。はつきり計画が必ず実行できるという保証のあるものでなければならぬ。ところが、それがどうなるかわからないというところは、結局は何をやつてもかまわぬ、そういう独裁権を政府に与えることになる。そんなことにはわれわれは賛成できません。その点はどうですか。

○小林国務大臣 これは御意見として承りますが、私どもは、そういう意味で昨日からもわれわれの案案と申して御説明申し上げた。正式な案は閣議決定を経なければならぬ、こういうことでは、そういう案がもとになりますと申しますか、参考になつて案ができていく、こういうふうに考へておられますか。

○谷口委員 その点にこそまことにきうからみんなが心配している、みんながこの法案について疑問を持っている根本の問題があるわけでありませぬ。あなただがここでどんなにそうおっしゃったところで、法律上何の保証もない。どう変えられましてもしかたがない。国民の側から言つたならば、清掃事業につきましても、清掃行政上の一切の計画なりあるいは方向なりというものについては、この法律ができませんと、もうあとは政府の権限に移りますから、何も文句が言われませぬ。しかも、政府がかつてにきめたことを、今度は地方自治体関係を通じて、先ほどの論議によつてわかりましたように、手数料その他により国民に負担させられるという内容を持っては行かぬわけでありませぬ。自民党の諸君は笑われませぬ。

も、この法案を見れば、政府は何をやつてもよいという権限を持ちます。そういうことはわれわれとして認めるわけにはいかない。またおそろく全国民が承認できないところだと思ひます。私どもは、この清掃問題がこんなに危機的な段階にきましたのは、これはいまの自民党政府の責任だと思ひます。これは高度経済成長政策でもつて、たとえは公共投資などでも、道路とか港湾とかあるいは用地とか、産業基盤の開発、あるいはそれを調整するということに主として注がれてきました。そういう困つておる生活環境を清掃するといふ行政がないがしろにされてきたという結果であります。したがつて、ここで政府が真に国民の切実な要求にこたえるならば、はつきり計画案を示し、しかも予算計画を全部示して、国民が納得する計画を持って、それを政府の責任において実行する、そういう態度をとるべきであります。ところが、そうでなくて、内容は国民に知らさず、何をやらせるかわからぬ、しかも政府が一方的に独裁権を持つ、そういう法案に対しては私ども賛成するわけにはいきません。ですから、私は討論をしないことにしておりますから、ここではっきりとこの案に対する反対の立場を表明して、聞きたいことはたくさんあるのですが、一応時間の関係上委員長に協力して、これで終わります。

○田口委員長 次に、本案を討論に付するのでありますが、別に申し出もございませぬので、直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

内閣提出の生活環境施設整備緊急措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田口委員長 起立多数。よつて、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案についての委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会。

〔参照〕
生活環境施設整備緊急措置法案（内閣提出第九号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕